

新型コロナウイルス感染症に係る市主催の  
イベント・行事の開催基準及び施設運営の判断基準について

令和3年11月25日  
大町市

令和3年9月27日付け市主催のイベント・行事の開催基準及び施設運営の判断基準については、令和3年11月25日に改正された「長野県新型コロナウイルス感染症対応方針」の「県主催イベント・行事の実施のための当面の判断基準」及び「民間主催のイベントに対する要請」に基づき、基本的な考え方を下記のとおり見直す。

なお、感染状況に変化が見られた時や、国や県により新たな方針が示された場合は、必要に応じて基準の見直しを検討する。

記

1 基本的な考え方

**【イベント・行事等の開催基準】**

市主催のイベント等については、次の基準によるものとし、民間が主催するイベント等においても、基準を遵守するよう要請する。

なお、期間及び人数に関わらず、感染防止対策を徹底する。

(1) 令和3年11月25日～当分の間

ア 県による確認

- ① 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントを開催する場合は、「感染防止安全計画」を策定し、県に提出して確認を受ける。  
※長野県が緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置区域に指定された場合は5,000人超のイベントが対象。
- ② ①の対象でないイベントについては、イベント開催時のチェックリストを作成の上、ホームページ等で公表する。(チェックリストの県への提出は原則不要)

イ 感染状況に応じたイベント制限等について

上限人数と収容率でどちらか小さい方が限度

		①感染安全計画策定イベント	②対象でないイベント
下記以外の区域	人数上限	収容定員まで	5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方
	収容率	100% ※大声なしの担保が前提	大声なし：100% 大声あり：50%

		①感染安全計画 策定イベント	②対象でないイベント
重点措置 区域	時短	原則要請なし ※県知事の判断により要請を 行うことも可能	原則要請なし ※県知事の判断により要請を 行うことも可能
	人数上限	20,000 人 ※ワクチン・検査パッケージ制 度の適用により、収容定員ま で追加可	5,000 人
	収容率	100% ※大声なしの担保が前提	大声なし：100% 大声あり：50%
緊急事態 措置区域	時短	原則要請なし ※県知事の判断により要請を 行うことも可能	原則要請なし ※県知事の判断により要請を 行うことも可能
	人数上限	10,000 人 ※ワクチン・検査パッケージ制 度の適用により、収容定員ま で追加可	5,000 人
	収容率	100% ※大声なしの担保が前提	大声なし：100% 大声あり：50%

※大声は「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義し、積極的に推奨又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当するものとする。

### 【施設運営の判断基準】

感染防止対策の徹底を図りながら運営する。なお、感染の拡大が顕著になった場合には使用停止等も検討する。

- (1) 施設を使用して行うイベントについては、市主催や民間主催を問わず、イベント・行事等の開催基準を遵守する。

## 2 適用期間

この基準は、令和3年11月25日から適用する。

# イベント開催時に必要な感染防止策

## (1) 徹底した感染防止等（収容率50%を超える催物を開催するための前提）

### ① マスク常時着用の担保

- ・マスクの着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める  
※マスクを持参していない者がいた場合は、主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保

### ② 大声を出さないことの担保

- ・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの  
※隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提）  
※演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

## (2) 基本的な感染防止策等

### ③ ①～②の奨励

- ・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める）  
※マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意を行うこと  
※大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること）

### ④ 手洗

- ・こまめな手洗いの奨励

### ⑤ 消毒

- ・主催者側による施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒

### ⑥ 換気

- ・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気

### ⑦ 密集の回避

- ・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合所等の密集回避  
※必要に応じ人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ等の密集が回避できない場合は、そのキャパシティに応じ、収容人数を制限

### ⑧ 身体的距離の確保

- ・大声を伴う可能性のあるイベントでは、隣席との身体的距離の確保  
具体的には、同一の観客グループ内（5名以内に限り）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける
- ・演者が発声する場合は、舞台から観客の間隔を2m確保
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）

### ⑨ 飲食の制限

- ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限
- ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底

- ・過度な飲酒の自粛
- ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外は原則自粛

#### **⑩ 参加者の制限**

- ・入場時の検温、入場を断った際の払い戻しの措置

#### **⑪ 参加者の把握**

- ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握
- ・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励

#### **⑫ 演者の行動管理**

- ・有症状者は出演、練習を控える
- ・演者、選手等と観客が催物前後、休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる
- ・合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処

#### **⑬ 催物前後の行動管理**

- ・イベント前後の感染防止の注意喚起

#### **⑭ ガイドライン遵守の旨の公表**

- ・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

### **(3) イベント開催の共通の前提**

#### **⑮ 入退場やエリア内の行動管理**

- ・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討

※来場者の区画を限定、管理した大会などは可

具体的には、身体的距離の確保、密集の回避、飲食制限、大声禁止、催物前後の行動管理、連絡先の把握等を担保することが求められる

#### **⑯ 地域の感染状況に応じた対応**

- ・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて県と相談
- ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応